

**良質な福祉サービスの提供と
高水準で安定的な事業運営への
取組のために**

**# 福祉サービスの
第三者評価を受審しましょう♪**



国分寺市福祉保健部福祉計画課



**利用者は、ニーズにあった質の高い福祉サービスと
わかりやすい事業者情報の提供を求めています**

福祉サービスの構造改革は利用者の意識を大きく変え、利用者は社会に対してニーズにあったより質の高いサービスの提供をはっきりと求めるようになりました。このことはサービスを選択するときに顕著に表れます。サービスを利用しようとする方は良質なサービスを安心して受けたいと強く求めてきます。同時に、良質なサービスが容易に選べるよう、よりわかりやすい情報の提供も求めてきます。

つまり、福祉サービスを提供する側には、誰もが安心して受けられるサービスを安定的に提供すること、その情報が誰でも容易に入手できるような仕組みになっていることをはっきりと望んでいます。



サービスの質の向上や高水準で安定的な事業運営への取組の一つとして、第三者評価の受審は大変有効です。

このような状況の下、より利用者のニーズにあった良質なサービスの提供と的確な情報の提供への積極的な取組は不可欠となっており、その取組の一つとして、第三者評価制度があります。この制度は、.....

事業者にとっては、第三者評価を受けることで客観的な視点でサービスを絶えず見直すことができます。また、利用者のニーズやサービス水準・改善点等が容易に把握でき、併せて評価結果を公表することによってセールスポイントをアピールできることや利用者によりわかりやすい的確な情報を提供できます。そのことから利用者に安心して利用してもらえようになります。

このように第三者評価は、サービスの質を高めるためやより健全で良好な事業運営を実現するための取組みとして大変有効なものです。



福祉サービスの第三者評価とは

福祉サービスの第三者評価とは、事業者でも利用者でもない第三者（外部）が公正・中立で専門的かつ客観的立場から評価するものです。

信頼性の高い第三者評価機関が利用者調査・事業評価（自己評価・訪問調査）を行い、その集計・分析を基に、サービスの内容や質、経営や組織のマネジメントの力等を一定の基準に基づき評価し、その結果を広く公表します。

経費をかけて第三者評価を受審する意義は？

サービス評価は何のため？

↓ { 利用者へのサービス選択のための情報提供 }
{ 事業者が行うサービスの質の向上 }

経費をかけて第三者評価を受審する意義は？



東京都における福祉サービス第三者評価システムの概要

第三者による評価



高齢者・障害者・児童等に対する様々な福祉サービスについて、信頼性の高い評価機関により、利用者調査及び事業評価を実施し、その集計・分析を基に現在の事業者の経営管理やマネジメントの力量、サービス提供体制とサービスの質を評価します。

その結果は、事業者にフィードバックされるとともにわかりやすい形で公表され、利用者等に情報提供されます。

評価手法と評価項目



【利用者調査】

アンケート調査や聞き取り調査等により、利用者が現在利用しているサービスをどのように感じ、どの程度満足しているか等を把握します。

【事業評価】

事業所の職員による自己評価の記入、経営層による事業プロフィールの作成と自己評価の記入により、事業者の自己評価を事前に把握します。次にそれを基に評価者（第三者）による訪問調査を行います。

【評価項目】

東京都福祉サービス評価推進機構の定めた共通評価項目を取り入れたもので、利用者や事業者が、評価結果について比較検討することができるようにしたものです。



評価を行う評価機関



評価を行うのは、東京都福祉サービス評価推進機構が、「認証・公表委員会」の審査に基づき、第三者評価を行うのに必要な一定の要件を備えていると認証した機関です。事業者は多様な評価機関の中から自分にあった評価機関を選択し、自ら契約することになります。認証評価機関の一覧は、「とうきょう福祉ナビゲーション」のホームページで公開されています。





評価機関認証のための 主な基準

- ・法人格を有すること
- ・福祉サービスを提供していないこと
- ・評価者が3人以上所属していること
(事業内容, 評価手順, 守秘義務に関する規定を整備し, 公表すること)

◎**評価者** (評価機関で実際に評価を行うのは, 全員以下の要件を満たしている人)

- ・東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関に所属している
- ・評価に必要な(一定の)資格や経験を持っている
- ・東京都福祉サービス評価機構の行う研修を修了している など



評価結果の公表

◎**福祉情報総合ネットワークで公表**

第三者評価結果については, 共通評価項目のうち推進機構が必要と認められた項目に関し, 財団法人東京都福祉保健財団が運営する「福祉情報総合ネットワーク(とうきょう福祉ナビゲーション)」において公表されます。

◎**事業所にも掲示**

受審事業者は, 評価結果を事業所の見やすい場所に掲示するとともに利用者やその家族へ説明を行います。



評価対象サービス

51 種類の福祉サービスがこのシステムによる評価対象サービスとなっています。同時に東京都が受審を支援する受審費補助の対象となります。



市の支援制度を利用して第三者評価を受審しましょう

市では、第三者評価の受審促進を図る目的で、前述の東京都における福祉サービスの第三者評価システムを活用して受審する福祉サービスの事業者または個人に対し、予算の範囲内で受審費用の一部または全部を補助する支援制度（P10別表参照）を設けています。この制度を使って積極的に受審しましょう。

補助対象サービスは

【市の補助】

51種類のサービスのうち、都が事業者に直接補助する福祉サービスなどを除く以下の福祉サービスが対象となります。

◆居宅系

○高齢

- ・訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・通所介護・短期入所生活介護
- ・福祉用具貸与・居宅介護支援・軽費老人ホーム（ケアハウス）
- ・特定施設入所者生活介護
- ・認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む・地域密着型サービス）
- ・小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む・地域密着型サービス）

○障害

- ・居宅介護
- ・短期入所

○子ども家庭

- ・認証保育所A型・B型



補助対象となる事業者は

市内に施設または事業所等を有し、市内で補助対象サービスを実施・運営している団体または個人。

※法人あるいは同等の法人格を有するものの規定は改正し、個人が実施する補助対象サービスの受審費も補助の対象とします。



補助条件と補助金交付額

補助は、原則、**1事業所1事業1回のみ**です。

（注：1事業所等が複数事業を一括契約で評価受審する場合は、原則、そのうち1事業に係る受審費用のみを補助対象とします。**なお、当該年度の予算の範囲内で支援可能な場合は、この限りではありません。**（ご相談ください。）

【補助条件】

◎「国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助事業実施要綱」のとおり。
※詳しくは事前協議の際にご説明します。

【補助金交付額】

◎1事業1回300,000円を上限。ただし、認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）及び小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）、認証保育所A型・B型は600,000円を上限とします。
P10「別表」をご覧ください。



第三者評価の受審及び受審費用の補助申請手続きは

受審の届出と補助申請



第三者評価の受審を予定する施設や事業者は、あらかじめ市福祉計画課へ届け出て、事前に協議してください。なお、補助を受けずに独自に受審（または予定）する事業者及び東京都補助を直接受ける施設・事業者においても、その旨を届け出てください。（事業所承諾の下、評価結果を市の所管課等で公表します）

【届出と補助申請が必要】

◎受審前に必ずその旨を届け出て、事前に、受審や補助に関する必要な協議を済ませてください。（所定の受審（予定）届出書及び事前協議申出書を提出してください。）

【補助申請を】

◎評価機関と契約を済ませた後、申請に必要な書類を添付のうえ、補助金交付申請書（市所定）により市福祉計画課まで申請してください。

受審の報告と 評価結果の公表



【実績報告書を提出】

評価の受審が完了しましたら、受審結果を市長宛で報告してください。（所定の実績報告書に必要な書類を添付してご提出ください。）

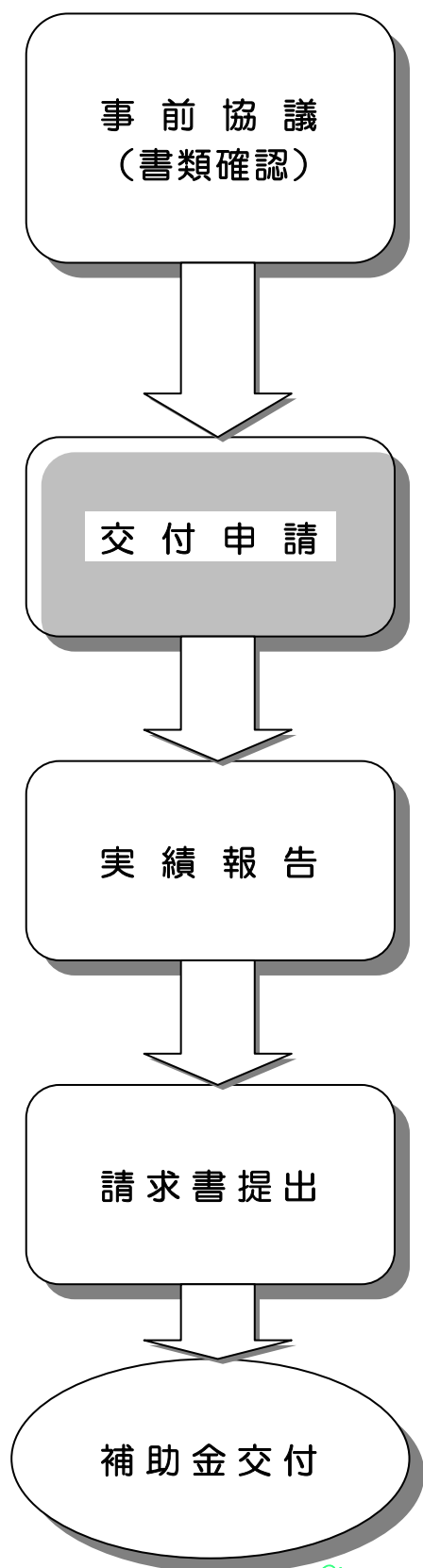
【評価結果等の公表】

受審結果を届け出て、市所管課での公表を依頼してください。

市では、内容を精査し、市のオープナー（情報公開コーナー）にて評価結果を公表するとともに所管課等で市民の閲覧に供します。

また、受審事業者は、事業所内において、利用者の見やすい場所に評価結果を掲示してください。併せて利用者やそのご家族などに十分にご説明ください。（掲示場所が確認できるものの提出を求める場合があります。）

補助金の申請から交付までの手続き



★事前協議（交付申請に必要な書類確認等）

- 受審（予定）届出書
- 事前協議書
- 評価結果公表承諾書を提出してください。

※ 交付申請までに、評価機関と評価受審（当該年度の2月末までに評価及び支払などすべてが完了する）契約を結んでください。

★交付申請

所定の補助金交付申請書に

- 申請額算出内訳書、○事業計画書（スケジュール表を添付）、○予算書抄本、○評価機関との福祉サービス第三者評価契約締結書（写し）

を添えて申請してください。

★実績報告

所定の事業実績報告書に

- 実績額算出内訳書、○事業実績書（事業完了工程表を添付）、○第三者評価結果報告書（写し）、○支払証明書（領収書写し）○評価結果報告書（FDかCD）1枚

を添えて報告してください。

※実績報告までに評価結果報告及び受審費用の支払いを済ませてください。

★交付金の請求

所定の請求書に

- 口座振込依頼書を添付し提出ください。

※提出最終期限新年度の4月15日

※補助金は、請求後30日以内に交付します。



福祉サービス第三者評価に関するお問い合わせ先

1) 東京都における福祉サービス第三者評価システムや受審支援策などに関することは、

○東京都が交付する補助金については、東京都資料「東京都における福祉サービス第三者評価の受審支援策について」を参照してください。

○東京都福祉保健局指導監査部指導調整課評価推進担当

電話：03-5320-4035

FAX：03-5388-1415



2) 国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助事業に関することは、

○第三者評価受審費補助事業全般について

市福祉保健部福祉計画課

電話：042-325-0111（代表）内線 566

FAX：042-325-9026

○高齢者福祉サービス（介護保険）関係

市福祉保健部介護保険課

電話：042-325-0111（代表）内線 538

FAX：042-359-3354

○障害者福祉サービス関係

市福祉保健部障害者相談室

電話：042-325-0111 内線 202

FAX：042-324-6831

○子ども家庭サービス関係

市子ども福祉部保育課

電話：042-325-0111 内線 439

FAX：042-325-9026



国分寺市福祉保健部福祉計画課

電話 042-325-0111 内線 566

福祉計画担当

別表

対象区分	サービス種別	補助対象経費	補助基準額	補助額
高齢者福祉サービス (11)	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 通所介護 短期入所生活介護 居宅介護支援 福祉用具貸与 軽費老人ホーム(ケアハウス) 特定施設入所者生活介護 認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む) 小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)	受審に要した経費	1事業当たり 300,000円 ただし、認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護にあつては、 600,000円	補助基準額と補助対象経費とを比較して少ない方の額から1,000円未満の端数を切り捨て得られた額。
障害者サービス (2)	居宅介護 短期入所	同上	1事業当たり 300,000円	同上
子ども家庭サービス (1)	認証保育所A型・B型	同上	1事業当たり 600,000円	同上